

## 議会基本条例各条文比較

### 【1－1、目的】

|      |  |
|------|--|
| 旭川市  | この条例は、二元代表制における旭川市議会（以下「議会」という。）及び旭川市議會議員（以下「議員」という。）の責務、活動原則その他の議会に関する基本的な事項を定めることにより、旭川市民（以下「市民」という。）の負託にこたえ、もって市民の福祉の向上及び旭川市政（以下「市政」という。）の発展に寄与することを目的とする。    |
| 横須賀市 | この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。                                       |
| 長野市  | この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。      |
| 豊田市  | この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民にわかりやすい開かれた議会と市民福祉の向上を実現することを目的とする。                                      |
| 岡崎市  | この条例は、岡崎市議会（以下「議会」という。）の基本理念並びに議会及び岡崎市議會議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにすることにより、議会の活性化を図り、もって市政の進展及び市民の福祉向上に寄与することを目的とする。 |
| 姫路市  | この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。  |
| 福山市  | この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえるとともに、議会の活性化を図り、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。                                     |
| 久留米市 | この条例は、議会の運営及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、議会が担うべき行政監視及び政策立案の役割を果たし、もって、市民福祉の向上及び持続的で活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。  |
| 長崎市  | この条例は、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、市民と議会との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与することを目的とする。           |
| 大分市  | この条例は、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託にこたえる議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。  |

議会基本条例各市条文比較

【1－2 基本理念】

|               |   |
|---------------|---|
| 旭川市<br>(基本姿勢) | 1 議会は、市政における意思決定機関として、その責務を果たすものとする。<br>2 議員は、前項の意思決定機関の構成員として、その責務を果たすものとする。   |
| 横須賀市          |   |
| 長野市           | 議会は、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、眞の地方自治の実現を目指すものとする。  |
| 豊田市           | 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、眞の地方自治の実現を目指すものとする。   |
| 岡崎市           | (1) 議会は、日本国憲法第93条第1項に規定する議事機関として、住民自治及び団体自治の進展を図り、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。<br>(2) 議会は、議会及び市長の二元代表制の下、市民の代表として、その信託にこたえるものとする。 |
| 姫路市           | 議会は、二元代表制の下における議会の役割を踏まえつつ、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映することにより眞の地方自治の実現を目指すものとする。  |
| 福山市           | 議会は、二元代表制の下、市政における唯一の議決機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。  |
| 久留米市          |   |
| 長崎市           | 議会は、二元代表制の一翼を担う機関として、眞の地方自治の実現を目指すものとする。  |
| 大分市           |   |

議会基本条例各市条文比較

【1－3 基本方針】

|      |  |
|------|--|
| 旭川市  |  |
| 横須賀市 |  |
| 長野市  | <p>議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。</li> <li>(2) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。</li> <li>(3) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。</li> <li>(4) 提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。</li> <li>(5) 議会改革を継続的に推進すること。</li> </ul>         |
| 豊田市  | <p>議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。</li> <li>(2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。</li> <li>(3) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行うこと。</li> <li>(4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化の取組を積極的に推進すること。</li> </ul> |
| 岡崎市  |  |
| 姫路市  | <p>議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。</li> <li>(2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。</li> <li>(3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。</li> <li>(4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。</li> <li>(5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。</li> <li>(6) 議会改革の推進に努めること。</li> </ul>           |
| 福山市  |  |
| 久留米市 |  |
| 長崎市  | <p>議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市の意思決定を行う議決機関として、議会の権能を最大限に發揮すること。</li> <li>(2) 市民に対し、開かれた議会として、情報を積極的に公開し、可能な限り市民の参画機会を保障すること。</li> <li>(3) 被爆都市として、「長崎を最後の被爆地に」するため、世界の恒久平和実現に向けて取り組むこと。</li> </ul>   |
| 大分市  |  |

議会基本条例各市条文比較

【1－4 最高規範性・条例の位置付け】

|      |  |
|------|--|
| 旭川市  | この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。  |
| 横須賀市 | この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。  |
| 長野市  | この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。   |
| 豊田市  | この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。   |
| 岡崎市  | この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。   |
| 姫路市  | この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。   |
| 福山市  | <p>この条例は、議会に関する基本的事項を定めた最高規範として、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>2 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。</p> <p>3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。</p> |
| 久留米市 | この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。   |
| 長崎市  | <p>この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>2 前項の規定の趣旨にのっとり、議員の政治倫理、政務調査費、議員定数、議員報酬、議決すべき事件等については、別に定める。</p>  |
| 大分市  | この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。  |